

Title	ルーズヴェルトの極東政策批判
Sub Title	A criticism of F. Roosevelt's far Eastern policy
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.9 (1958. 9) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説 英文抄録 "A criticism of F. Roosevelt's far eastern policy" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580915-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ルーズヴェルトの極東政策批判

内 山 正 熊

一 序 言

二 スティムソン主義の固執

三 親ソ授蔣の基本線

四 ハル國務長官の強硬態度

五 「眞珠灣」への誘導

一 序 言

フランクリン・ルーズヴェルトの現代史上における足跡は極めて大きい。殊にアメリカを第二次世界大戦參戦に導いた外交史上演じた役割は際立つて大きい。とりわけ、日本をして「パール・ハーバー」まで追い込んだアメリカの極東政策のイニシアティブをとつた點において、ルーズヴェルトの太平洋戦争に對する開戦責任はぬきんでて大きい。日米關係を破局に導いた戦争責任乃至は、開戦責任といえは、從來殆んど日本側が負うべきものとされて來た傾きがあつた。しかしながら、太平洋戦争の勃發するまでに至つた日米外交關係の経過を客觀的に辿つてみるならば、戦争回避、平和維持に對する執心熱意において、日本はアメリカに劣るものでないことは明かになるであらう。

滿洲事變以來、アメリカの對日外交政策はステイムソン主義で貫かれて居り、したがって日本の對米アプローチは、悉く白眼視されて冷たく斥け去られたのであつた。殊に北支事變以降日本の對支行動は共產勢力に對する防止戰であるという日本の主張は、ハル國務長官をはじめとしてアメリカ外交當局者の容れるところとならなかつた。極東に關する限り、アメリカは親ソ容共、反日援蔣の政策に終始して來たのである。現在の極東狀勢に鑑みて、日本のかつての主張が漸くアメリカにおいて再評價されはじめたことは、歴史の皮肉といえよう。ここに新たな脚光をあげて登場したのがルーズヴェルト外交の功罪批判である。^(註一)

従來戰爭責任といわれる場合、それは敗戰國が一方的に甘受せねばならないものと考えられ、それ故に戰爭責任論は講和條約の後に來る敗戰國の反撥として、戰爭責任修正の要求の形をとつて擡頭するのがつねであつた。しかるに現在においては、この戰爭責任論は逆に戰勝國の側から自己批判の問題として提出され、公正な史家によつて世界的眞實の檢討という形で問題とされていることは注目されなければならない。^(註二)それは第一次大戰後のドイツに生れた修正主義とはニュアンスを異にして、主としてアメリカに盛んな新修正主義とも稱すべきものである。その代表的な論策は、アメリカ最大の政治史家の一人たるチャールス・ビアド教授とジョージタウン大學のチャールス・タンシル教授とによつて表明されている。^(註三)この兩史家の見解は、ひとしくルーズヴェルトが悪しくもことさらに傳統的なアメリカの孤立主義から逸脱して、戰爭への道に踏み込んだ責任を痛論する。また極東政策については、日本との平和的解決の可能性を悉く奪い去つて、強引に日本に壓力を加え、日本をして攻撃の火蓋を切らした陰謀を糾弾していることも共通している。ビアド教授の所論の特色は、ルーズヴェルトの政策の二重性、すなわち「表面」と「内實」とが異なる點を究明する點に在る。ルーズヴェルトは長期的には戰爭介入を目的とする政策をとりながら、實際にはこの眞實を國民に明かにせず、對外政策を國內消費用に糊塗粉飾している點を衝き、表面は中立政策を唱えながら事實上はイギリスの全面援助をなすに至つた道義的責任を問うのである。彼は繰返し國

民を欺いて祕かに戦争にひきずり込んでアメリカを戦争に動員し、外交政策の獨占を敢てした點を批難する。ピアド教授が對內的視野からルーズヴェルトの責任を主としてとり上げたのに反し、タンシル教授はルーズヴェルト大統領の過失責任を對外部面において追跡する。タンシル教授はアメリカ國務省の極めて多彩豊富な外交史料を縦横に活用驅使し、厩大な史料を緻密に涉獵してルーズヴェルト外交の實體解剖を試み、敢て自國アメリカの外交政策を忌憚なく批判している。この點において、反ルーズヴェルトの傾向を濃くするけれども、それは日本人にとつて特に深い關心をそそらずにはいない。本稿においては、主としてタンシル教授の言葉を借りてルーズヴェルト外交の批判を試みたいと思う。とりわけ、ルーズヴェルトの開戦コースを精彩に描いたところは注目に値する。例えばルーズヴェルトがドイツとの「開戦口實を求めて」と題する一章の中から拔萃すればその一端を窺うに足るであらう。

「アメリカはながく孤立主義の傳統に生き、戦争介入を避けて來た。ウィルソン大統領は民主主義を救うために世界戦争にアメリカを導き、その結果幾多のアメリカ人がフランスの墓地に葬られることになつた。この民主主義のための十字軍という主題歌はアメリカ人に迎えられなかつた。しかるに一九三三年以後この主題歌は新たな人氣を得るに至り、ルーズヴェルトを大指揮者として、この死の舞踏曲のアクセントは再びまた至るところアメリカ人の耳朶を打つに至つた。一九四一年、彼の死のオーケストラは、新しい交響樂をはじめためたくつ一仄の信號を心待ちしていた。ルーズヴェルトはドイツに先ずそのモチーフを求めたが、ヒットラーは再三の開戦契機にも拘らず巧みに戦争に引きずり込まれることを拒んだ。日本の爲政家は恐らくヒットラーよりも更に更に戦争を避けてアメリカと折合わんとしていたであらうに!! さわれ、ルーベン・^(註四)ジェームス號事件もドイツの開戦誘導に効果がなかつたことを知るや、ルーズヴェルトは目を東方に轉じて、うとましい極東から新しいインスピレーションをひき出したのである。彼が開戦の妙想を見出したのは、遙か遠くの合唱にすぎなかつた戦争のコーラスに突如としてはげしい音調を日本航空機がひびき渡らせたパール・ハーバーであつたのである。」(Tansill:

ibid. p. 615)

タンシール教授の書は「日本動かされて遂にパール・ハーバーに最初に發砲」(Japan Is Maneuvered into Firing the First Shot at Pearl Harbor) という劇的な最終章を以て巻を閉じるのであるが、日米交渉に至るまでの経過と、日米交渉決裂に至るその経過内幕を外交文書に依據しつつ克明に暴露し、ルーズヴェルト外交當局の過失を完膚なきまでに剔り出すあたりは、日本人に意外の念を興えずにはおかないであろう。日米戦争が如何にして起つたかの過程を客觀的に追求するとき、日米關係が和解すべき轉換點が幾度かあつたのを發見するであろう。もしこのポイントを押んで協定に成功したならば、太平洋關係史は變じてパール・ハーバーの悲劇は避けられたかも知れないのである。しかもこのチャンスは訪れる度毎に、アメリカが冷たく背を向けたために水に流されてしまつた。勿論日本側の非もさることながら、和平の鍵を握つたアメリカがかたくなな原則論に固執し、一再ならず日本の和議妥協の要請を蹴つた事實を我々は見逃すことが出来ないのである。それにも拘らず、我々はここに戦争責任の回避乃至は轉嫁の理由を求めてならないのであつて、冷靜に戦争責任を反省しなければならぬ。戦争責任論の本質は、戦争責任の所在を明かにすることによつて戦争誘發の契機を探求し、再びまた戦争への道に陥らぬための自己反省に在る。^(註五) 本稿においては、ルーズヴェルトの極東政策、殊にその對日政策を検討しつつ、日米戦争の由来を究明し、戰勝國も戰敗國も共に世界史の審判の前には同列であることをアメリカ側外交史料を通じて明かにしたい^(註六)と思う。この意味において、本稿の依據するところ極めて大であつたタンシール教授の名著は、アメリカの學問的良心の象徴として高く評價されるべきものであつて、我々はこれを逆用すべきでないことを特に銘記しなければならない。

(註一) その筆頭にあげられるのは、一九四六年現れた Charles A. Beard 教授の American Policy in the making, 1932-40: A Study in Responsibilities である。

(註二) 今次大戦後の戦争責任論は、ニュールンベルグ及び東京における軍事裁判を通じて展開されたが、その最初に指を屈せらるべきは、

イギリスのハンキー卿の「政治、裁判、過誤」(Lord Hankey: Politics, Trials, and Errors, Oxford, 1950)であらう。それは冷靜な法理論に立脚する英國型戰爭責任論ともいわれるべきものである。それは殊にニュールンベルグ裁判に對して峻烈な批判を下し、公平な中立國の裁判官を混えない勝者の側のみにによる一方的裁判であり、その事實認定、證據資料の收拾は連合國のみによつて行われ、ドイツ人をしてヒットラーに走らしめた侵略戰爭の背景については顧慮することなくして、戰爭の責任は敗戰國のみに求められ、戰敗國は戰勝國より著しく偏見的取扱を受けていることを痛論してゐる。

(註三) この双壁とも稱すべき兩史家の著作は、Charles A. Beard, President Roosevelt and the Coming of the War: A Study in Appearances and Realities, 1948 及び Charles Callan Tansill: Back Door to War, The Roosevelt Foreign Policy 1933-1941, 1952 である。

(註四) 一九四一年十月三十一日、アイルランド向船團護衛の任に當つていたアメリカ驅逐艦 Reuben James はアイスランド西方六百マイルの海上でドイツ潜水艦に遭遇し魚雷により撃沈された。この米艦撃沈事件はアメリカに宣戰布告と等しいものとされたが、この報を受けたヒットラーは、ルーズヴェルト大統領はアメリカ軍艦にドイツ船と見れば直ちに發砲すべしと命令を出しているが、余はドイツ軍艦に對して、アメリカ船と遭遇した場合發砲すべからずと命じて居り、ただ攻撃された場合のみ防禦すべしと命令している」と語つた。

一九四一年十一月十三日のドイツ軍艦のアメリカ船艦遭遇の場合に關する指令も、出来るだけ交戦を避け、船團がアメリカ海軍によつて護衛されているならば、攻撃は開始すべきでないという穩健的なものであつた (Fuehrer Conference on Matters Dealing with German Navy, 1941, II, 66-67)。

(註五) 戰爭責任論の本質については、拙稿第二次世界大戰戰爭責任論(國際法外交雜誌第五十卷第五號所載)参照。

(註六) いうまでもなくアメリカ側外交史料は我々が直接當ることが困難であるから、日本で入手出来るグルー大使の回顧日記などを除いて、殆んどタンシル教授の上掲書の中から引用せざるをえなかつた。それにも拘らず、繁をいとわず詳細な資料番號をつけたのは客觀性を裏づけるためである。

二 スティムソン主義の固執

ルーズヴェルトの極東政策を貫く金線はスティムソン主義であり、それは日米疎隔の決定的要因となつた。スティムソン主義は滿洲事變を契機として生長したものであり、滿洲事變はルーズヴェルトの執權以前のフーヴァー時代に起つたけれど

も、ルーズヴェルトは極東政策に關する限り、このステイムソン主義を忠實に繼承したのであつた。このステイムソン主義はいうまでもなく不承認主義を滿洲國に適用するために宣明されたのであるが、しかしステイムソンはこの適用に當つて餘りにも挑戰的態度をとつたため、これが遂に日本の國際連盟脱退を招來するに至つたともいえるのである。ステイムソン主義は本質的には不愉快な事態に對しては臭いものには蓋をするという消極的な逃避主義であつて、新しい事態に對して建設的寄與をなしえなかつたといえよう。(註二)

しかるに、一九三三年大統領となつたルーズヴェルトは、ステイムソン主義を邪惡な暴力に對抗して鬪う有力な武器と見做し、これを極東政策の基本原理としたのである。ルーズヴェルト大統領の第一任期は、日本の對支政策に對して全面的な疑惑と反抗を以てはじまつた。一九三三年三月七日の閣議において、アメリカが極東における戰爭に引き込まれる可能性は決定的に豫想されていた。新政權は、ステイムソン主義の旗を高くかかげて、戰爭への道にその第一歩をふみ出したのである (*Tansill: ibid. p. 118*)。ルーズヴェルトは自ら二十世紀のキング・アーサーを以て任じ、そのラウンド・テーブルにはニューディール派の多くの騎士が満ちていたが、國內問題についてはその忠告に多く耳傾けたのにも拘らず、國外問題については獨善的であつた。ルーズヴェルトの寵兒の一人たるモレーが、極東政策についてステイムソンの不承認主義の危険性を警告したのに對して、大統領は直ちに強く反駁して、「余はつねに中國に最深の同情をもつてゐる。日本に對してステイムソン主義に沿わない行動がとれると思うのか」と言い放つて彼を黙らせたといわれる (*Raymond Moley: After Seven years, N.Y. 1939. pp. 94-95*)。(註三)

東京におけるグルー大使も、日本の滿洲進出を阻止するためにステイムソン主義を躍起になつておしつけることについては批判的であつた。國民的野心の高まる潮をバリ條約のような一片の平和條約の堤防で防ぎとめることが出来ないように、戰爭への大道を驀進する國家は、外交關係の斷絶や經濟的ボイコットの強制を以てしてもこれを遮ることは出来ない。世界

の平和は戦争の原因を除去することによつて保たれるのであつて、紛争の範圍を制限したり壓力を加減したりすることによつて保てるものでないという趣旨を明かにしている (Grew: Ten Years in Japan, pp. 78-80)。更に一九三三年十月グルー大使は極東情勢報告を國務省に送り、日本は利あらばその野心達成にソ連の妨害を排除する決意を有するのは理由なきことではないという結論を出している。それは一九三五年に起つたのであるが、日ソ衝突の第一原因は日本の共産主義に對する恐怖であつた。共産思想は日本に於いて極端に嫌惡されて居り、その彈壓には非常手段がとられている。日本は自ら共産主義の東南方蔓延に對する障壁を以て任じているから、もし刺戟が十分與えられるならば、日本はその嫌惡する體制の撲滅のためにシベリア迄侵入することは容易に考えられるとした (Ambassador Grew to the Under-Secretary of State [Phillips], Tokyo, October 6, 1933)。(註四)

ソ連に對する政治的接近、ソ連の善意に對する信頼は、ルーズヴェルト外交政策のコーナーストーンの一つであるが、これと絡み合つているのが中國支持の援蔣基本線である。(註五) ルーズヴェルトの外交政策は極東においては日本よりもロシアにのみするといふ決定の上に立つて居り、このラインは屢々極東駐在のアメリカ外交官の一部グループの意見に反しても行われたのである。例えば一九三三年十月駐日アメリカ大使館ネヴィル參事官は、ソ連の北支進出の危險を看取して、ソ連の日本に對する軍事的勝利は、中國の國威を回復して獨立保全をとげしめるであらうという觀測の誤りを指摘した。滿洲に現政權が樹立されることは日本とソ連とが長い國境線にわたつて對峙することにほかならないから、アメリカは極東に關する限りソ連に對する重荷を免れることになるであらう (Memorandum written by Mr. Edwin L. Neville on the situation in the Far East, Tokyo, October 6, 1933. 798. 94/6495, MS, Department of State)。日ソ間に強くたれこめていた暗雲を展望して、この中にルーズヴェルトは日本をソ連の北支進出に對する障壁とは見なかつた。ソ連が外蒙、新疆省に侵入しているにも拘らず、共産主義の脅威はルーズヴェルト政權によつて十分感知されなかつたのである。一九三三年十一月十六日ソ連を正式に

承認したことは、日本に對しては中國をめぐり對ソ協調政策がとられたことをいみする。アメリカは中國における共產主義の大義名分を通ずためにおそるべき後押しをしたのであつた。ルーズヴェルト政府は、共產主義に對する共同戦線を張ることを根據とする日本の和議要請に對して拒否の態度を明かにした。極東においては、明かにソ連ではなくて日本が懲罰される國家であつたのである (Tansill; *ibid.* pp. 129-130)。

(註一) 一九三二年一月七日ステイムソン國務長官はパリ條約に基いて戰爭を非法化する不承認主義を極東に關して適用する旨の通牒を出したが、一九三二年八月三日の宣言は、ラテン・アメリカ諸國の賛同を得て、征服によつてえられた領土獲得の效果は承認されない旨を明かにした。ただし、アメリカはラテン・アメリカに對してはこれを絶対不干渉の主義をとるといふ形に變容したから、ステイムソン主義は事實上極東に對してのみに向けられたものとなつた。

(註二) イェール大學ボーチャード教授も、非承認主義は政治的判定に空虚な法律的ジャスティフィケーションを與えたものにはかならず、國際法はかかる現實的價値のない原則を許容するものではないと論じてゐる。Edwin M. Borchard and Phoebe Morrison, *Legal Problems in the Far East Conflict* (New York, 1941) pp. 157-178.

(註三) ルーズヴェルトが中國に好意的であつた根據には、その大統領出馬の野心を實現させるのに與つて力あつたところの社會的財政的基礎をルーズヴェルトに提供した Delano Family が、中國沿岸における密輸にその富の根源を有したからであるといわれている。ルーズヴェルトの財政的背景も根元をたせば、東洋の暗い土の中に深く根ざしていることは事實として指摘されている。Tansill; *ibid.* p. 118.

(註四) グルー大使は他方ルーズヴェルト政権のソ連承認政策の眞意をはかりえず、「大統領はそのカードを巧みに使つた。彼は滿洲については一言もふれなかつたけれども、建艦計畫に着手してソ連を承認した。その結果、日本の對米政策は全く新しく友好的方向轉換を遂げるに至つた」として近視眼的な見解を述べた (Grew Diary, November 30, 1933, *Ten Years in Japan*, p. 108)。

(註五) 中國の名稱については、部分的には戦前慣用されていた北支、在支、日支等の用語は便宜上そのまま使用した。

三 親ソ援蔣の基本線

ヒットラーがヨーロッパにおいて地圖のぬり變えに専念している間に、スターリンは着々と極東における勢力範圍の擴大

に努めていたことは注目すべき事實である。そのスターリンの設計圖に従つて、外蒙から奉天に向う東方アジアの地圖に赤色をぬりひろげる役割をはからずも演じていたのが蔣介石である。蔣介石はこれを抗日武力闘争という形で果したのであるが、それは北支における紛争を、遼原の火の如くに燃え広がる日中戦争に轉化すべく畫策していたロシアの手にもまんと乗つたことになるのである。^(註一) アメリカ國務省はただロシアの外蒙から東方に向つての勢力擴張を看過したのみならず、毛澤東の共產軍育成の背後にある重大性をも見逃した。中國においては排日運動は益々盛んとなり、南京においてはソ連の外交指導が行われるに至つた。中國外交に對するソ連の指導は、中日間の龜裂を増大することにあつたこと明かである。この點を裏づける證據として、一九三六年十一月中ソ友好關係の親善使節としてモスクワに到着した中國大使は、その主要任務は中國が日本をして戦争不可避の立場にまで追い込んだ場合、ソ連が軍需補給及び兵力を以て中國を支持するという保證をソ連政府からとりつけることにあるとアメリカ外交代表に語つたことにも見られる (Tansill: *ibid.*, p. 456)。同大使はそのロシア到着間もなく、この點についてリトヴィノフ外務人民委員にただしたところ、ソ連政府はこのことについては南京において解決されることが望ましいという回答を與えたのである。この線に沿つて、一九三七年の春から秋にかけて、南京駐在のロシア大使が中國政府に働きかけて、もし日本に武力抵抗を試みるならば、ソ連の軍事的支持の期待を信頼せしむべくこれ努めたことは重要なことといわねばならない (Mr. Henderson to Secretary Hull: December 21, 1937, 793. 94/1763, Moscow, MS, Department of State)。一九三七年七月七日蘆溝橋事件を契機として中日戦争が勃發したことは異とするに足らない。従つてまた、國民政府がこの事變を和平調停に終らせることを嫌惡した理由もここに見出されるであろう。もし和平裡に局を結ぶことは、西安事件以來抗日共同戦線を張つて來た共產黨と袂を別つことを意味した。日本軍當局ははじめ共產黨と國民黨との強い連繫關係を知らなかつたので、七月七日の事件の早期解決を希望し、十一日の停戦協定も協調的であり穩健なものであつた。しかるにこれを破棄する態度に國民政府が出たことが事態の收拾を不可能にさせた。共產分子は中日

兩軍の集結増強を誇張宣傳し、クレムリンは中日間の紛争の平和的解決に強く反対したのであった (Tansill, *ibid.*, p. 458)。

日支間の紛争が全面戦争にまで擴大することを夙に憂慮した英國外務省は、日英米三國關係が改善されるため英米外務省間の意見交換を提議したが、英國外務省は九國條約の發動の形式よりも英米共同措置 (combined Anglo-American demarche) を好み、イーデン外相はビンガム大使にこれを提議した。しかるに、グルー大使は東京からこの見解に對して強硬な反對を示した。グルー大使は日本の近衛新政權が極めて大きな權威をもち、北支日本軍の採つた行動をも統制して居り、政府が軍部のイニシアティブに意ならずも屈從している事例ではないとして日本政府に信頼をおいた。同大使はハル長官に長文の報告を送り、東京の英國大使館と同調して、イーデン外相の早まつた行動に反對を表明した。グルー大使は、アメリカの行動に關する限り、アメリカ政府は北支事變の解決に對して調停斡旋に乗り出すことを避けるべきことを勸告したのである。同大使は結論として、日米關係が最近好轉したのは國務省が日本に對する抗議の重點を日本の武力行動禁遏に向けられるよりも、アメリカの在支權益維持に向け變えられたことによるところが大きいことを強調したのである (Ambassador, Grew to Secretary Hull, Tokyo, July, 1939. 793. 94/8766, MS, Department of State)。

かかる勸告の結果としてハル國務長官は、一應英國外務省に對してひとしく協調はするが、しかし獨立の方針をとること、アメリカ國務省のとるべき最良の政策であると思われると通告したのであつた (Secretary Hull to American Embassy in London, July 14, 1937. 793. 94/8777, MS, Department of State)。同長官は、アメリカの政策は國際紛争を平和的手段で解決する重要性を強調して、「我々は國家的及び國際的自制を提唱する。すべての國がその政策遂行に當つて武力行使を慎しみ、他國の内政に干渉することを避けることを要望する」という常套的見解を表明したのであつた (Secretary Hull, July 16, 1937, United States and Japan. 1931-41, I-325-26)。これは一般聲明の形で出され、特定地域に關するものとしてなされたものではないが、ハル長官は北支事變の平和的解決を希望していたことは明かである。事實七月二十一日、齋藤大使に繰返して

極東の平和を熱心に説いたのである。日本は川越大使を通じて和平交渉を進めていた。しかも調停成立の可能性は少なかった。それは蒋介石が相次ぐソ連の武力援助確約に動かされて、抗戦を決意していたからである。八月十二日、ジョンソン大使が本省に報告したところによれば、毛澤東が周恩来に引續いて南京を訪問し、共産軍は抗日のために政府軍と協力するという取りきめが結ばれたことを明かにしている (Ambassador Johnson to Secretary Hull, Nanking, August 12, 1937, 793. 94/9297, MS, Department of State)。また駐英マイスカーン連大使はパリに於いて中國大使に對して、「若し英米佛が日本に對して共同體制をとつて調停を申出た場合、日本がこれを拒否したならば、ソ連は中國側に與して參戰するであろう」と確言して、ソ連の授蔣決意を明かにしたのである (Ambassador Bullitt to Secretary Hull, Paris, August 6, 1937, 793. 94/9220, MS, Department of State)。結局極東の舞臺において、アメリカ、日本、中國はモスクワの意圖した筋書通りに動いたのである。一九三五年以來新疆省を赤軍は占領し、一九三六年以降三十萬に上るソ連軍は蒙古を前進基地として中國内部に侵入の手を廣げた。それにも拘らず、中國領土保全については、アメリカの關心は専ら日本に對してのみ向けられ、アメリカ政府は一度もソ連に對して抗議を發することはなかつた。ルーズヴェルトの極東政策の重要支柱は實に對ソ宥和協調にあつたのである (Tansill; *ibid.* p. 155)。

(註一) 蒋介石は自ら掘つた墓穴に驚いて、この穴埋めをしようとしたがすでに取返しがつかなくなつたのであつて、現在アメリカと提携して共産勢力に對する防壁として中共と相對していることは周知のところであらう。

四 ハル國務長官の強硬態度

タンシル教授は「ハル長官日本のさし出すオリヴの枝をはねつける」という象徴的表現を以て、日本の對米接近を拒絶したハル國務長官を痛烈に批判する (Tansill; *ibid.* Chapter V)。事實一九三三年三月以來、日本は態度を變えてアメリカ

に和解を求め、國務省の是認をえんとしていた。殊に廣田外相は對米親善の態度を惜しみなく示したので、グルー大使も日本の對外關係がこの線に沿つて進められることを認めざるをえなかつた。天皇は溫厚平和の性格であり、元老は多く戰爭を嫌惡し平和を愛好していたので、グルーは日本指導層の平和的傾向に動かされずには居なかつた。この線に沿う重要なジュスチニアとして、廣田外相はアメリカに齋藤博新大使を送つた。

齋藤大使のワシントンにおける最初の任務は、ハル國務長官と對日新條約の交渉に入ることであつた。これが實現すれば、或はこの交渉の過程において日米兩國間の確執を除く方式が發見されたかも知れなかつた。この會談は懸案の問題を討議して、極東の平和維持のために極めて重要な日米諒解に到達したかも知れない。當時日本は北支におけるソ連の目的に重大な關心をもつていた。この日本のソ連危懼を外交の道具に使つて、ハル長官はアメリカの欲する方式で事態收拾の好機を握つていたのである。これは高度の外交技術を要するものであつたが、ハル長官はこれをこなし切れぬ難事として、對日新條約交渉をすげなく斷つたのであつた。

結局ハルはありきたりの外交書翰の交換に同意した。廣田外相は八十年間日米關係はつねに友好親善關係を續けたことを強調し、日本政府の眞摯な希望は、日本と太平洋を隔てての偉大な隣國アメリカとの間に洵に平和的友好關係がうち立てられることであるとしたのである。ハル長官の回答は表面鄭重であつたが、その文中いたるところにスティムソン主義の棘がかくされていた。もし彼が日本との正式條約を結ぶ準備として本格的な外交交渉に入る勇氣をもつていたならば、パール・ハーバー攻撃の中に鬱積した表現を見た諸問題に何等かの形の解答を見出したにちがいない。廣田外相への書簡は友好的言辭で飾られていたが、しかし北支における日本の侵略については問題をそらしていた。ハル長官はこの問題が日米關係のしこりの中に深くひそんでいる小さな瘤のようなものであることを知つていた。それは戰爭という過激な手段によつて除かれるものであるか、または友好的了解というX光線によつて阻止されるものであるか、その何れか二つの方法しかなかつた。ハ

ルはただその成長するに任せて、遂に戦争によるよりほか道がないものとしてしまったのである (Tansill: ibid. p. 132)。

一方、齋藤大使は一八〇九年のルート・高平協定、或は一九一七年の石井・ランシング協定の如きタイプの共同聲明を求めている。しかしハルは日本との友好關係を特に値打あるものとは考えず、一般的な正式條約協定の交渉も斥け、また特殊な具體的協定を結ぶことも拒んだ。その背後にあるスティムソン主義の障碍は、再びまた二國を遠ざけ、平和に向う和解の氣運を追い拂つてしまつたのである。繰返しハル國務長官から肘鐵をくわされて、日本は遂にドイツに目を向けるに至つたといえよう。一九三四年日本軍艦はドイツを訪問し、陸海軍エックスパートのドイツ派遣から、貿易協定へと進展した日獨關係は漸次緊密の度を増し、遂に日獨防共協定を経て更に日獨伊三國同盟へと日本の方向は轉じて行つたのである。ハル長官は決定的に日本に對して敵對的であつた。彼の反日的態度はスティムソン主義のバックボーンをもち、これを固執する原則論は日米開戦前夜における日米交渉をも挫折せしめる要因であつた。それは遂に中國を救うためにアメリカを戦争の道に追いやる結果を招いたのである。

日本に對するハルの極度の不信は、ヨーロッパ戦争開始後最後に訪れた日本の對米接近をも拒否することになつた。日本の外交上の重要轉機、すなわちヨーロッパ戰勃發後にドイツとの提繋を後悔し、反コミンテルンの三國同盟條約に反對して、日本外務省がアメリカとの協調を求めたときにも、ハル長官の態度は冷たくつれなかつた。日本がヨーロッパの平和方式發見のため日米共同努力を要請したときにも、日米親善協調の前提條件は支那事變の解決であり、日支間の平和親善關係の回復なくしては、日米間の親善關係はありえないという立場を強硬に固執していた。かくてハルは日米關係の好轉の道を閉ざしたのであつた。

更にまた、ヨーロッパの政治家が戦争で忙殺されているとき、突如蔣介石總統はルーズヴェルト大統領に日支戦争の調停を依頼して來たときにも、ハルの頑迷な態度は和平の躓きの石となつた。九月一日パリ駐在中國大使はブリット大使を訪問

して、蔣介石からの長文の電報を傳達し、ルーズヴェルト大統領が日支間の戦争を終結するため直ちに措置をとりたい旨の總統の希望を傳えた。ただこのイニシアティブが中國側から出たことを望まず、「全くアメリカのイニシアティブ」に出たかの如く見せられたいとしたのであり、この點についてソ連との間に拘束は存しないと述べたのである。それは日本が所謂汪精衛政権を樹立する前に急據この措置をとる必要があつたからにほかならない。この調停行動には英佛の協調があれば最も望ましかつた (Ambassador Bullitt to the Secretary of State [Secret for the President], Paris, September 1, 1939.

793. 94/15338, Confidential, file, MS, Department of State)。大統領は當時この調停提議の困難を知つていた。ヨーロッパ戰の勃發以來イギリスは極東から自軍を引揚げるに汲々として居た。この動きに輪をかけて、日本は英佛にこの行動の重要性を指摘したのであるが、しかしこの動きはハル國務長官によつて痛く嫌悪する所となり、これは日本が西歐勢力を中國から一掃せんとする要望の現れと見做すと日本大使に明らかに通告したのである。かくてハルの協力拒絶によつて日支事變解決の道もまた封じ去られてしまつた (Transill; ibid. p. 619)。

殊にハルは日本との外交交渉續行には疲れはてて熱意を示さず、一九四〇年暮のウォルシュ、ドラウト兩師の日米諒解案の動きにも耳を傾けなかつた。ルーズヴェルト・近衛會談の實現にも力を貸さずこれを葬り去つてしまつた。殊に日米交渉の最後段階においては、ヒステリカルになり、大統領よりも好戰的になつて日本が受諾出来ないことを承知の條件を提出し、十一月に入つては日本との休戰の意圖をもたず、全く協調妥協の餘地を示さなかつたのである。

しかもハル長官の態度に象徴されるこのスティムソン主義固執の強硬態度は、一方またつねに實力行動に移ることは回避するという卑怯な反面をもつていた。それはアメリカの在支權益は英佛の權益よりも大きくないということにもよるが、いざ實力行使の反對に出るといふ場合には、最先鋒に立つて日本に反對すべきでないといふ方針を國務省はとつていたのである。この優柔不斷の態度は日米關係の最後の危機の時期においても變らなかつた。例えば一九四〇年日本の天津封鎖をめぐつ

て有田・クレギー協定が成立し、また援蔣ビルマ・ルートを封鎖してイギリスが對日宥和政策をとつたとき、アメリカ國務省はイギリスに同調しなかつたにも拘らず、一九四〇年六月十日イギリス外務省が、ロシアン卿を通じて大西洋及び太平洋における英米合同艦隊運動の可能性をただしたときには、ハルは否定の回答を示したのであつた。六月二十七日オーストラリア公使と同席してロシアン卿がハルに「日本には反對するの或は宥和するのや」を尋ねたとき、ハルは日本に對する禁輸措置も拒否し、またアメリカ軍艦をシンガポールに派遣することも拒絶したのであつた。もしこの措置がとられたならば、經濟的に日本は弱體化し、これ以上侵略的政策をとらなかつたであらう。これと同時にハルはまた宥和政策をとることも反對したのである。彼は事態を成行に任せ、日本にイニシアティブをとらせるのを最良としたのであつた(Tansill, *Ibid.*, pp. 622-623)。ハル長官が觀望政策をとつたために、ルーズヴェルト大統領は更に積極策をとることになつたのである。

五 「眞珠灣」への誘導

ヨーロッパ戦争開始以後、英佛兩國は日本に對して宥和的態度をとらざるをえなかつたが、一方ルーズヴェルト大統領は、愈々日本に對して壓力を加える方針を強化した。ルーズヴェルトは日本がアメリカからの重要物資の輸入を益々必要としているのを知つていた。いまや彼がこの經濟上の制裁を加える好機は到來したのである。一九三九年九月大統領との會談において、ルーズヴェルトは日本に對する經濟制裁は戦争への道に通ずることを強調した。もし日本に對するアメリカの石油禁輸が強行されるならば、その結果日本はボルネオの石油資源支配のために蘭印に向つて突進するであらう。この恐れに對する大統領の回答は明かに戦争を念頭において、「我々は日本艦隊を容易に遮り止められる」と高言したのであつた (Herbert Feis, *The Road to Pearl Harbor* [Princeton, 1950] p. 41)。

ルーズヴェルトは日本と戦争に入るよりもこれを避けることを希望し、ハル長官に日本との間に暫定的協定をとりきめ、新通

商條約を結ぶ交渉を要望したのであるが、ルーズヴェルトは好戦的な揚言を敢てしたのであつた。グルーにとつて、日本がソ連の將來始るべき攻撃に對して戰略的防衛を計畫していることは全く不合理なものと思われなかつたのである。もしこの方向に日本を向わせんとするならば、アメリカは經濟制裁の方策をとるべきではなかつた。しかしながら、大統領の日本嫌惡の情は極めて深く滲透していたことをグルーは認識していなかつたのである。しかも一九四〇年の九月以降彼は對日慎重方針をすてて積極的な攻勢態度を勸告するに至つた。ルーズヴェルトはこれを歓迎して積極的な經濟禁輸の壓力を日本に加ふることに決した。

これに對して、日本の三國同盟締結もアメリカをして戰爭に介入せしめないことを意圖して結ばれたものであつた。日本は戰爭を望まず平和を求めた。野村大使を送つての日米交渉はハルと四十回以上の會談を重ねたが、これも空しかつた。松岡外相退陣後も依然としてルーズヴェルトは日本に對して強壓的な挑戰的態度を變えなかつた。八月七日のルーズヴェルト・チャーチルの大西洋會談によつて英米共同戰線の約束は成立していた。日本は平和のために中國における日本の地位を犠牲にしても、日米關係の和解を求めたのであるが、アメリカにとつて中國のウェイトは日本より遙かに重かつた。緊張が極點に達しようとする十一月下旬、中國を犠牲にして日本と宥和すべきでないという蔣介石の電報はアメリカを動かしたのである。

開戦直前のルーズヴェルトの對日措置についていえば、一九四一年十一月二十五日附日記においてヘンリ・L・スティムソンがアメリカの參戰について述べているところは極めて特徴的である。日本についていえば、「問題はいかにして我々が味方に多大の損害を與えることなくして、日本をして第一弾を放たせる地位に日本を追いやるかに在る」と述べている。この次の日即ち十一月二十六日、日本が決して受諾しないことが明かな最後通牒をハル國務長官は日本につきつけることによつてその回答を示したのであつた。日本の眞珠灣攻撃はルーズヴェルト政權に絶好の延命のチャンスと與えたことになつ

た。いまや日本の不信をなじることは容易であるのみならず、この悲劇のショックはアメリカにおける輿論の分裂をなくすのに役立つたのである。アメリカ人が真珠灣の背景を眞剣に問題とするに至つたのは數年後のことであつた。

この真珠灣攻撃について問題となるのは、アメリカ軍首脳部は事前に日本軍の攻撃について知つていたのに拘らず、故意にこれをホノルルの前線部に連絡することを怠つたのではないかということである。日本の暗號電報は七月以降解讀されて居り、日本の動きはアメリカに讀みとられていた。十二月四日、メリーランド州チェルテナム海軍受信所は、東京からの氣象報告として日本の開戦指示を傍受したのに拘らず、それは海軍首脳部に報告することを阻止された (Tansill; *ibid.* pp. 650-651)。十二月六日夜野村大使宛日本政府の對米回答もまた解讀され、このメッセージを見るや大統領は「これは戦争のことだ」「*This means War!*」と叫んだといわれる。しかも大統領はスターク海軍軍令部長に連絡せんとして、提督が海軍劇場で觀劇中のためこれを延ばした。この日本の最後通告を讀んだ大統領は冷靜そのものであつたといわれるが、それは期するところがあつたからであらうか。次に十二月七日午前九時、この重要報告を受けたスタークは、「これは大變なことだ、戦争だ、キムメルに直ちに知らさなければならぬ」(George Morgenstern; Pearl Harbor [New York, 1947] p. 206)と叫びながら、彼はこれをホノルルに連絡することをしなかつた。その代りマーシャル參謀總長へ連絡せんとしたのであるが、彼は遠乗り中であつたためこの連絡もおくれた。元帥の登壇は十一時十五分であつたが、それでもまだ十分ホノルルに連絡する時間があつたに拘らず、ホノルルに知らせる即時連絡の措置をとらなかつた。タンシル教授は、この處置に對して、「元帥は重要な軍事情報の傳達に對する軍事規則を破るように大統領の命令を受けていたのであるか。或はまた大統領の政治目的は國家の安全保障の考慮よりも重大であると考へたのであるか」と痛く批難している (Tansill; *ibid.* p. 652)。

ルーズヴェルトが「日本をしてパール・ハーバーに最初に發砲せしめた」というタンシル教授の論據は單に戰術的意味においてでなく、外交技術上日本をして太平洋戦争に突入させたという意味にとるのが正しいとするならば、「極東軍事裁判

はワシントンにおいて開廷されるべきであつた」(Tansill; *ibid.* p. 629) といわれることも故なしとしない。教授は日本帝國主義はアメリカの親支反日政策に對應する必然的反應にすぎないとするのみならず、樞軸國の行動を正當化する迄日本を擁護している。この「今次大戰の責任は日本だけの責任ではない。むしろ米國の責任が大きい。」^(註)とする最近の所論に對して我々はその史實に基く正當な評價を與えると同時に、これを民主主義精神の發露としてむしろ謙虛に自己反省の資となすべきである。

(註) フーヴァー元大統領は、一九五三年秋野村元駐米大使に對して開口一番、このように語つたといわれる。尙本稿執筆の契機となつた上掲タンシル教授の原書は、野村吉三郎氏から筆者に貸與されたものである。ここに同氏の御厚意に對し深く感謝する次第である。